

質 問 ・ 回 答 票

業務名	長期お試し移住体験業務委託
質 問 事 項	
<p>1. コンソーシアム・新設法人・個人事業主等での申請はよろしいでしょうか（履歴事項・財務諸表の提出）</p> <p>2. R6年の事業には、コーディネーター委託・サイト構築委託は別委託で行われたと思いますが今回も同じですか 含みますか？</p> <p>3. R6年度の資料・アンケート・実績報告書の DATA は閲覧できますか 又、同等事業「豊かな暮らしについて考える 2 日」は 13 回も開催されているようですがこの DATA も閲覧できますか</p> <p>4. この度の事業で 長期お試し移住体験・短期お試し移住体験（R7.4.10 随時契約）益田市暮らし魅力発信事業（R7.4.1 随時契約）の事業内容が似ているので各事業の仕様書をいただけますか。</p> <p>5. 長期お試し移住体験より短期お試し移住体験を優先して契約したのは意図がありますか あるようでしたら教えてください。 （長期お試しは準備期間が短期お試しより必要 暮らし体験を取り入れるには少し厳しいのでは？ ）</p>	
回 答	
<p>1 参加資格要件については、実施要領 4 に記載のとおりです。実施要領 7 に示す提出書類について、提出できない場合は、その事由を詳しく記載したものを提出してください。</p> <p>2 令和 6 年度には「新たな『移住・定住』推進プロジェクト事業費」として、 「紹介サイト構築業務」 ・・・ますだのひと HP 内に移住検討者向けに本市のライフキャリアの取組を紹介するページを作成する業務 「体験交流施設ますだベース運營業務」 ・・・空き家等を活用し、情報発信や多世代交流、住民と移住検討</p>	

者との交流などを行う体験交流事業業務

「ますだ暮らしコーディネート業務」

・・・益田市のライフキャリア教育を体験できる「親子お試し移住体験」の受け皿整備を行う業務

の3つの事業を行いました。

令和7年度は、「新たな『移住・定住』推進プロジェクト事業費」として

「益田の魅力を体感する交流の場づくり業務」

「短期お試し移住体験業務」

「長期お試し移住体験業務」

の3つの業務を予定しており、この度の公募型プロポーザルで委託することとしている「長期お試し移住体験業務」には、長期お試し移住体験事業を行うにあたっての体験プログラムの作成や対象者周知に向けたサイトへの記事作成、参加者に対するコーディネート業務などを含んだものとしてご提案ください。

3

質問2の回答でお示ししたとおり、令和6年度事業と令和7年度事業では実施内容が異なっておりますので、必ずしも令和6年度の実績が参考になるものとは思っておりませんが、令和6年度においては、「ますだ暮らしコーディネート業務」において「親子お試し移住体験『ますだっこ体験』コーディネート」を実施しております。その実績といたしましては、1泊2日親子お試し移住体験参加者が5名となっております。

また、令和6年度に実施した「豊かな暮らしについて考える2日」の実績は、実施回数が3回、参加者の延べ人数は32名でした。

なお、それぞれの実施事業に関する書類の閲覧については、申し訳ございませんが、益田市行政情報公開制度による開示請求の手続きをとっていただくようお願いいたします。

4

長期お試し移住体験に係る仕様書は、本業務にかかる仕様書であることから、市公式ウェブサイトに掲載中のものをご確認ください。

なお、短期お試し移住体験（R7.4.10 随意契約）及び「ますだ暮らし魅力発信事業（R7.4.1 随意契約）」の仕様書は別紙のとおりとしております。

5

契約時期に意図はございません。ご指摘のとおり、「長期お試し

移住体験」は、短期のものより難易度が上がるものと認識しており、事業として実施（委託）するにはどのような形態・内容であれば良いか、内部での調整に時間を要したことからこの度の公募となったところです。ご提案いただく事業者様にはご迷惑をおかけすることとなりますが、より良いアイデアがございましたらご提案いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、「短期お試し移住体験」につきましては、地方自治法施行令に則り、次の理由により相手方と随意契約を締結したところです。

随意契約理由は、「短期お試し移住体験」事業では、益田市の取り組んできたライフキャリア教育の成果を活かして、移住定住の促進を図ることとしており、体験内容には対話プラスへの参加や地域住民との対話の活動・体験を実施することとしている。契約者は、対話プラスの事業に精通しており、対話プラスのノウハウを生かした体験が可能である。また、長年にわたり地域自治組織との繋がりや、地域の伴走支援を行っており、市内の各地域での体験プログラムの円滑な企画運営が行える。さらに、契約者は「令和7年度ますだ暮らし魅力発信事業」の受託業者であり、同事業内のイベント等で情報発信や移住体験の周知をすることにより集客が見込めるため。」としています。